

職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月25日

鳥取市長 深澤義彦

鳥取市条例第4号

職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

職員のサービスの宣誓に関する条例（昭和26年鳥取市条例第22号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「㊟」を削る。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。